

## 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」等の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2026年4月27日付で以下の約款について改定いたします。

### 1. 改定理由

サービス開始に伴う、「証券・銀行自動振替約款」の新設

### 2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

### 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」新旧対照表

2026年4月27日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>&lt;銀行取引共通約款（銀行代理店用）&gt; 第1章 総則 第1条 定義等 (3) 「関連約款」とは「普通預金約款(銀行代理店用)」、「定期預金約款(銀行代理店用)」、「振込約款(銀行代理店用)」、「<u>証券・銀行自動振替約款</u>」及び「《野村Webローン》約款」をいい、本約款及び関連約款(以下、併せて「銀行取引約款」といいます)は、インターネットバンキングの利用画面上に掲示します。また、野村証券の本支店店頭でも入手できます。</p> <p style="text-align: right;">(2026.04.27)</p>	<p>&lt;銀行取引共通約款（銀行代理店用）&gt; 第1章 総則 第1条 定義等 (3) 「関連約款」とは「普通預金約款(銀行代理店用)」、「定期預金約款(銀行代理店用)」、「振込約款(銀行代理店用)」及び「《野村Webローン》約款」をいい、本約款及び関連約款(以下、併せて「銀行取引約款」といいます)は、インターネットバンキングの利用画面上に掲示します。また、野村証券の本支店店頭でも入手できます。</p> <p style="text-align: right;">(2026.03.09)</p>
<証券・銀行自動振替約款>	<証券・銀行自動振替約款>

<p><b>第1条 用語</b> この約款における用語の意義は、別の定めがある場合を除き、「銀行取引共通約款(銀行代理店用)」における意義と同様とします。</p> <p><b>第2条 取扱いの範囲</b> (1)お客様が野村証券に開設された保護預り口座(ただし、野村証券が別途定めるものは除きます)(以下、この約款において「保護預り口座」といいます)と、当社に開設された普通預金口座との間で、自動的に資金の振替を行うサービス(以下、「自動振替サービス」といいます)については、この約款により取扱うものとします。 (2)この約款の規定が他の約款の規定と異なる場合にはこの約款の規定が優先するものとし、また、この約款に定めのない事項については、他の約款の規定が適用されるものとします。</p> <p><b>第3条 本約款の適用</b> この約款は、お客様が自動振替サービスの利用を野村証券所定の方法で申込み、野村証券が承諾すると、お客様と当社との間で、自動振替サービスの利用に関する契約(以下、「本契約」といいます)が締結され、この約款が適用されます。 (2)前項の申込みはお客様が野村証券所定の方法で選任した代理人が行うことができます(当該申込みに伴う普通預金口座開設の申込みに限り、併せて取り扱います)。</p> <p><b>第4条 自動振替サービスに基づく自動振替等</b> (1)野村証券の証券・銀行自動振替約款(以下、「野村証券の自動振替約款」といいます)に基づき、野村証券から当社に対して、お客様名義の当社普通預金口座から野村証券が</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

指定する保護預り口座への振替の依頼(以下、「振替依頼」といいます)があったときは、振込約款(銀行代理店用)の規定にかかわらず、当社はお客様に通知することなく、野村證券が指定する日時に、野村證券が指定する金額を、お客様名義の普通預金口座から野村證券が指定する保護預り口座に振替することができるものとします。

(2)お客様は、前項に基づく振替依頼に係る処理の結果(以下、本条において併せて「取引内容」といいます)を、インターネットバンキングシステムを通じて確認するものとします。

(3)第1項の振替依頼に基づく振替時点において、お客様名義の当社普通預金口座の残高が野村證券の指定した金額に満たない場合、当社は当該依頼に応じず、当該依頼の全額について振替をする義務を負わないものとします。ただし、野村證券から当社に対して、お客様名義の当社普通預金口座の残高以下の金額を指定した別途の振替依頼があったときは、第1項に基づいて当該依頼に応じることができるものとします。

#### **第5条 自動振替サービスの停止またはこの約款の適用の終了**

(1)お客様が野村證券の自動振替約款において定める解約事由に該当した場合、または当社が自動振替サービスを運営することができなくなった場合、当社は自動振替サービスを停止し、または本契約を解約するものとします。

(2)お客様の銀行取引口座が解約された場合、本契約を解約するものとします。

(3)第1項に基づき本契約が解約され、当社が野村證券から、当該解約時点のお客様名義の普通預金口座に入金されている預金の一部または全部について、保護預り口座への振

替を依頼された場合、当社は第4条に準じ当該依頼に応じることができるものとします。

#### **第6条 自動振替サービスの利用に係る各約款の読み替え**

自動振替サービスの利用に関する契約を締結したお客様においては、下表の通り各約款の各規定の字句を読み替えるものとします。読み替える字句中にある「保護預り口座」の意義は、この約款における意義と同様とします。

<u>該当の約款の名称</u>	<u>該当の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>銀行取引共通約款(銀行代理店用)</u>	<u>第2条(5)</u>	<u>残高</u>	<u>お客様名義の普通預金口座に入金されている預金残高から野村証券が振替依頼することを予定する金額(未約定の有価証券の買付注文が約定した場合に保護預り口座で生じる円貨の不足金見込額を含みます)を差し引いた額(以下、「出金可能額」といいます)</u>

普通預金約款 (銀行代理店用)	第3条 (2)	預金残高	出金可能額
定期預金約款 (銀行代理店用)	第6条 (4)	普通預金残高	出金可能額
振込約款(銀行代理店用)	第5条 (4)1	普通預金の残高	出金可能額
《野村Webローン》約款	第7条 (5)	返済用口座の残高	返済用口座の出金可能額
	第8条 (3)	預金残高	出金可能額

### 第7条 免責事項

- (1)野村証券または当社所定の事由により、お客様名義の保護預り口座または当社の普通預金口座に係るサービスの一部または全ての取引の停止等の措置がなされている場合、自動振替サービスによる振替は行われません。この場合に生じた一切の損害について、当社はその責を負わないものとします。
- (2)自動振替サービスによる振替は、野村証券または当社のシステム等の障害もしくはメンテナンスの状況、または通信機器もしくは回線等の障害によりご利用できない場合があります。この場合に生じた一切の損害について、当社はその責を負わないものとします。
- (3)本契約に基づいて、野村証券の依頼に応じて当社が振替を行った場合に生じた一切の損害について、当社はその責を負わないものとします。

(2026.04.27)

以上